

添付法令資料 4 :

海洋及び漁業セクターにおいて条件付きで開放されている事業分野における
パートナーシップに関する 2019 年 5 月 15 日付インドネシア共和国海洋・漁業大臣
規則 No.16/PERMEN-KP/2019 (目次)
同月 23 日施行

第 1 章	総則
第 1 節	説明 (第 1 条)
第 2 節	目的及び範囲 (第 2 条)
第 2 章	事業分野 (第 3 条)
第 3 章	パートナーシップ原則 (第 4 条及び第 5 条)
第 4 章	パートナーシップ・モデル
第 1 節	通則 (第 6 条及び第 7 条)
第 2 節	プラズマ・コア ¹ (第 8 条及び第 9 条)
第 3 節	下請け (第 10 条及び第 11 条)
第 4 節	フランチャイズ (第 12 条及び第 13 条)
第 5 節	通常取引 (第 14 条及び第 15 条)
第 6 節	販売店及び代理店 (第 16 条及び第 17 条)
第 7 節	利益分配 (第 18 条及び第 19 条)
第 8 節	業務協力 (第 20 条及び第 21 条)
第 9 節	ジョイント・ベンチャー (第 22 条及び第 23 条)
第 10 節	アウトソーシング (第 24 条及び第 25 条)
第 5 章	パートナーシップの条件及び手続 (第 26 条)
第 6 章	パートナーシップ契約 (第 27 条)
第 7 章	監督、モニタリング及び評価 (第 28 条)
第 8 章	指導 (第 29 条)
第 9 章	雑則 (第 30 条)
第 10 章	終則 (第 31 条)

¹ プラズマ・コアとは、インドネシアにおける小規模事業を支援するためのパートナーシップの一形態である。